

写

国 子 児 発 第 18 号
令 和 8 年 6 月 3 日

国立市子ども総合計画審議会
会長 様

国立市長 濱崎 真也

諮 問 書

国立市子ども総合計画審議会条例第2条第2項の規定「子ども総合計画の推進及び評価に関すること」として、下記の件について貴会の御意見を伺いたく諮問いたします。

記

1. 諮問事項

子どもにやさしいまちづくりの推進について

2. 諮問理由

本市では、すべての子どもが健やかに成長し、その権利が保障されるまちづくりを目指し、令和7年4月1日から「国立市子ども基本条例」(以下「本条例」という。)を施行しております。本条例では、子どもを保護の対象としてのみならず、自らの生活や社会について意見を述べる「権利の主体」として位置付けています。

また、本条例第24条に基づき、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、令和7年度から令和11年度までの5か年を期間とする「第四次国立市子ども総合計画」を策定し、推進しているところです。

今後、本計画に基づき「子どもにやさしいまちづくり」をより一層推進していくためには、子ども一人ひとりの成長や発達の段階、個性等を踏まえ、その意見を十分に尊重し、「子どもにとって最善の利益」を第一に考えた施策を展開する必要があります。

つきましては、子どもが市政に意見を表明し、それが施策に反映されるための実効性のある仕組みやプロセス等について、貴審議会の専門的な見地からご審議いただきたく、諮問いたします。

以上